

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会

IT分野における知的財産について

2002年4月22日
富士通株式会社
代表取締役社長
秋草直之

知的財産紛争の効率的解決

キルビー特許紛争

- 意義
「裁判所が、特許の無効理由が明らかな場合に、特許権の行使を否定できる」
- さらに、紛争解決の全体として、迅速な判断が行われる環境整備を期待

国家資金で創出された知的財産の有効活用

日本版バイドール法

- (産業活力再生特別)措置法30条の2003年4月以降の継続
- ソフトウェア開発への適用拡大

国立大学・研究所における知的財産管理支援と機関帰属

- 特許アドバイザーの必要性、海外出願費用措置
- 知的財産の機関帰属の徹底

海外研究者の活用

- 優秀な人材を国内で積極的に活用

経営構造変化への対応

企業グループ内での知的財産の有効活用

- 知的財産をグループ全体として権利化・有効活用していく必要
- 知的財産の承継による課税の問題

ライセンス契約の保護

- ライセンサ倒産時におけるライセンス契約保護のための検討